

駒澤大学法科大学院 市民ロースクール

第 11 回「老後の生活を安全で美しく送るために
(任意後見契約、遺言、リビング・ウィルについて)」

日時 平成 29 年 12 月 2 日 (土) 10:30~12:00

会場 駒澤大学法科大学院棟 6F 模擬法廷教室

講師 元検事正、元公証人 伊豆亮 衛

『遺言書の基本的な知識』



第1. はじめに

(1) 遺言の意義

法律的には、「相続開始時（死亡時）に所有する財産の継承や身分関係について自分の意思を実現するために行う意思表示（単独行為）である。」とされています。

簡単に言うと、自分がなくなった後に遺される家族の生活などを考慮し、遺産の分割・継承の方法、事業（家業）継承について決めておくものです。

【解説】

所有する財産とは？：①積極的財産

②債務など

継承や身分関係とは？：認知、相続人の廃除、未成年後継人の

指定、財産管理人の指定など

(メモ)



(2) 読み方は、「ゆいごん」？か「いごん」？



??

近時の法学者や法曹は、「いごん」と読むことが多い。

源氏物語、宇津保物語、井原西鶴（日本永代蔵）など、古くは「ゆいごん」と読んでいる。

(3) 近年における遺言書作成件数（動向）

- 公正証書遺言書：10万件
- 自筆証書遺言書（検認申立件数）：1万件余

因みに…

- アメリカでは（州により異なるが）5～8割
- オランダでは（人口1500万人）毎年約20万人が作成
- イギリスでは60歳以上の6割が、作成しているそうじゃ！



(4) かつて遺言書が少なかった理由と作成増加理由



【作成が少なかった理由】

- 戦前の家督相続や長子相続の風潮の存在。
- さしたる財産がない。
- 妻や子供たちが仲良く遺産を巡って争う事は考えられない。
(日頃から遺産の分け方を話してある)
- 面倒である。

【作成増加の理由 (原因)】

- 財産の分配という意識の高揚
(都市部における不動産価値の高騰)
- 紛争予防
- 相続手続きの円滑化
- 遺贈などの自らの意思の実現



(メモ)



第2.『遺言』がない場合の手続き

(1) 相続人及び相続割合は？



民法の規定による「法定相続」となります。

そのため、原則として遺産の一部を母校や、研究機関、宗教団体、福祉団体等への寄付（遺贈）、お世話になった人への感謝の念を表すことはできません。

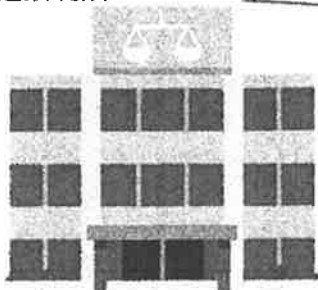
(2) 相続人による遺産分割協議の必要がある？

容易に相続が出来ない場合、遺産分割協議が成立するまで登記手続や金融資産の払い戻し、名義変換が行えなくなります。

その間に、一部の相続人による法定相続割合による不動産の処分や銀行などに対する金融資産の払い戻し請求などが行われることで、権利関係が複雑になることがあります。最終的には成立した遺産分割協議の内容と異なることもあり得ます。

⇒東京家庭裁判所における遺産相続を巡る事件、紛争となります。

家庭裁判所



遺産分割

割合は…



《紛争増加の原因：遺産分割協議が難航する理由》

① 権利意識・平等意識の高まり

『遺産分け 親不孝ほど よくしゃべり』

『土地をくれ 家も欲しいよ 親いらぬ』

『三兄弟 初七日終われば 三国志』

『遺産分け ただで貰うに 何故もめる』



② 相続人の配偶者等の介入

『この次は 女房の親に 期待する』

『相続に 詳しい叔父が 出てもめる』

③ 不動産など分けにくい遺産

『狭い土地 方程式でも 分けられぬ』

『遺産分け 猫の額に 虎五匹』

④ 寄与分の評価の困難性

『最後まで お世話したのに 皆平等』



第3.『遺言』をしておくことが望ましい場合

(1) 夫婦に子供がない場合

- 配偶者の他にも相続人である父母、兄弟姉妹、甥姪の相続人がある

場合。

【相続人】

(2) 相続人同士が疎遠な場合（先妻の子と後妻など）

(3) 相続人以外の人や団体に財産を分けてやりたい場合

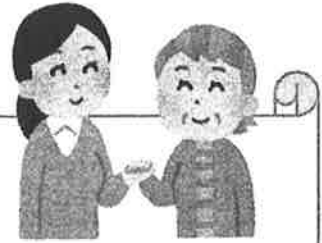
- 世話になった人や団体、亡くなった子の嫁など

(4) 推定相続人の中に、所在不明者、外国居住者、行為能力のない者等の場合

- 相続協議をする場合の障害、手続きが煩功

(5) 自筆遺言証書作成が出来ない場合

- 手が不自由で全文自書、署名が出来ないなど



『遺言書』は
逝く者の責任、残される方への愛情です！

第4. 『遺言書』の種類及び特質など（別紙一覧表参照）



(1) 自筆証書遺言書

- ① 一人で作成できる。遺言を作成したこと、さらには内容を秘密にすることができる。そして、費用がかからない！
- ② 本文、作成年月日、署名の全部を手書き名下に押印する必要がある。
字句の加除訂正も民法の規定通りに行うこと。 （要式行為）
- ③ 検認手続きが必要。（遺言者死亡後、自筆証書遺言書を預かっていた者は遅延なく家庭裁判所に持参して届出ること！怠ると罰則がある。）
- ④ 紛失、偽造、変造、破棄の恐れがある。

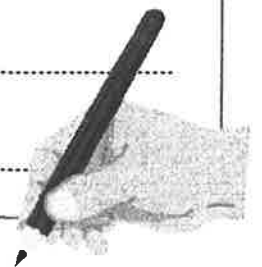
(メモ)



(2) 公正証書遺言

- ① 公証人による遺言の内容（希望）の聴取、指導、助言（信託銀行などによる「遺言信託」の場合は、当該銀行の担当者を介して）により、公証人が遺言の原稿を作成し、民法の規定に基づき証人2名の立会いの上、全員が署名押印をする。尚、証人には守秘義務が課せられている。
- ② 法令に基づく手数料、証人に対する費用が必要。
- ③ 検認手続きは不要！遺言公正証書のみに基づき相続手続きを行うことができる。
- ④ 公正証書遺言書の原本は、公正証書役場で保管するので、紛失、偽造、変造、破棄の恐れがない。（通常は当該遺言者が120歳になる歳まで保管する。）

(メモ)



(3) 秘密証書遺言

- ① 自書ではなくてもよい。その他は「自筆証書遺言書」に準ずる。

自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
一人でできる。	公証人に作成してもらう。 (公証人が自宅などに出張作成もできる。)	公証人に、「遺言者は、この封書の中身が自己の遺言書である」と述べたことを認めて貰う
遺言者の死亡後、家庭裁判所に遺言書及び必要書類を持参し、遺言書の検認手続を行わなければならない。	検認手続は不要。	自筆証書遺言に同じ。
本文・日付け・署名とも全部自分で手書きし、押印しなければならない。字句の訂正等も法定の方式に合致する必要がある。	法律家である公証人が作成してくれる。	遺言書本文はワープロなどでもよい。弁護士等に代書して貰ってもよい。本人の署名、押印が必要。
紛失や第三者による破棄のおそれがある。	原本は、公証役場に保管されるので破棄等のおそれはない。	原本は、本人が保管する。紛失等のおそれは、自筆証書遺言に同じ。
偽造・変造のおそれがないとはいえない。	偽変造のおそれはない。	偽変造は困難。(開封と再封を要する。)
一人だけの秘密に出来る。	利害関係のない2名の人に証人として立ち会ってもらう必要がある。	証人が必要なのは公正証書遺言に同じ。遺言内容は秘密にできる。
遺言の存在が不明となるおそれがある。	日本公証人連合会が運用している遺言検索システムにより遺言の存否が分かる。	公正証書遺言に同じ。
ほとんど費用がかからない。	法令に定められた手数料納付の必要がある。	手数料金1万1000円



『遺言書の作り方』



第1. 遺言書作成上の留意点

(1) 推定相続人の確認（誰が自分の相続人となるのか）

- ① 亡き兄弟姉妹の直系卑属には相続権があることを知らない。
- ② 離縁した少女に子（孫）の存在。

(2) 遺言能力

- ① 遺言の法的効果の弁識、判断能力の具備（自筆遺言書での争点となる場合がある、公正証書遺言書は公証人と証人が確認）
- ② 判例
- ③ 口がきけない人、耳が聞こえない人、手が不自由で字が書けない人の場合
（自筆遺言書は無理だが、意思疎通が可能であれば公正証書遺言は可能）



第2. 遺言内容の留意点

(1) 遺産の種類

① 分けやすい財産

- ・ 現金
- ・ 預貯金
- ・ 株式等の金融財産



② 分けにくい財産



・不動産

⇒不動産は高価、分割しにくい、売却・換価しにくい、評価が難しい、維持管理に手間と費用を要する、相続人間での意見が一致せず分割協議が難航しやすい。

とりあえず、法定相続分による『共有相続』というのは、禍根を残す恐れもあります。



対策

- 単独相続とし、代償金（法 1041 条）の支払い、金融資産相続で調整する。
- 清算型遺言（遺言執行者をして換価処分し金銭で分配）

③ 分けられない財産

- ・貴金属
- ・家財道具などの動産

但し、指定の仕方により可能

(2) 一部遺言（財産の一部についてのみ相続）は避けるべき

①遺言対象外の財産について、遺産分割協が必要。

（最後の意思が実現されない恐れあり）

②遺言作成後の財産の増加への対処（その他一切の財産）条項の活用）

*自筆遺言書の多くは、この条項がないため紛議しやすい。

【メモ】

(3) 遺留分について



遺留分とは？ :

① 不動産の遺留分減殺請求は、可能な限り避け代償金支払いを活用する。また、その旨を明文化する事が望ましい。

② 生前贈与、寄与分については、可能な限り記載することが望ましい。できたら金額も明記（遺留分請求における財産に含み計算できる）

例

- ・ 消費者金融からの借金を肩代わりして弁済した金額は、生前贈与とみなすことができる。（相続額に算入される）
- ・ 一部相続人に対する貸付金債権について相続させることにより、実質免除にすることができる。（混同による債権消滅）
- ・ 息子にマンション購入資金を貸し付けた場合「貸付債権」を相続させて事実上免除とすることができる。
- ・ 不動産を単独相続した場合、減殺請求したものに対し、同不動産に関する債務や諸費用を減殺割合による継承・負担させることを明記する。

(4) 債務・諸費用の処理

① 相続人の法定相続割合による継承・負担が原則！

* 債権者からの請求に対しては、相続放棄した場合を除き、対応する義務がある。第三者に支払った場合に、財産を現実に相続した者に求償することが出来るため、債務・諸費用の継承・負担は明確にする事が望ましい。

② 銀行借入金の債務継承は銀行の同意が必要！

③ 借地権の相続・遺贈には地主の同意が必要！

(5) 生命保険について

① 生命保険金は、相続財産とはならない。⇒受取人の権利

② 受取人変更は遺言書でも可能となった。但し、法施行前のものは保険会社の規約が優先される。

③ 個人年金保険契約の受給開始後の死亡による給付は相続の対象となる。

(6) 相続人が未成年、知的障害者の場合

① 遺言信託の活用

② 未成年後見人の指定の活用

③ 財産管理人の指定の活用

④ 推定相続人の廃除

* 明確な理由とその裏づけ証拠の収集・保存をして具体的な記載が必要。

【メモ】



(7) 祭祀の主催者の指定

① 墓地の管理・継承、葬儀の喪主や内容についての希望

② 都立霊園など墓地の承継は遺言書がないと手続が面倒になることがある。

(8) 遺言執行者の指定について

指定がないときは、相続人間で選定するが、意見が一致しない場合は家庭裁判所にて選任請求をする。

選任します



① 権限の明文化

- ・代理人の選出
- ・貸金庫の開扉・解約・内容物の取り出し
- ・預貯金などの名義変更・解約、払い戻しなど

⇒指定がないとき、銀行等は相続人全員の同意書（印鑑証明添付）の提出が必要となります。

② 遺言執行者は、相続人の代理人

- ・内容の簡単なものは相続人の中から選定してもいい。
- ・複雑なもので、利害が発生するような内容は、第三者（信託会社、弁護士など）が望ましい。（しかし、訴訟になった際弁護士は一方の当事者だけの訴訟代理人にはなれないので注意が必要！）

③ 判例

- ・相続財産の侵害者を訴えることができる。

④ 執行報酬の明確化と明文化

- ・相続人との紛争回避の為記載が望ましい。



(9) 補充遺言の活用（事象を想定し決めておく）

- ・相続人の死亡による『遺産分割協議』が発生。『遺言を書いた親より先に逝き』
- ・補充遺言書を作成することで、前の遺言書を撤回せず、再作成する必要がなくなる。（相続人との年齢差、不慮の事故などの際）
- ・子なし夫婦では、同時死亡の際相互に相続できないため、想定に入れる。
- ・寄付先が寄付を辞退する場合も想定に入れる。

(10) 付言事項の活用

- ・平等でない遺言、遺留分侵害をしている遺言など、遺言者の気持ち（理由）を説得力のある文書で綴る。（本人作成文書を添付することが可能）

【その他】

- 尊厳死宣言



- 葬儀、埋葬など



- 死因贈与（不動産仮登記をしておく）
- 信託（銀行は個人不動産の信託は行っていないので注意！）

【メモ】



難しい言葉はありませんか？伊豆先生にわからなかったことを聞いて

おきましょう！